

第1回 外来生物対策のあり方検討会

議 事 次 第

日時： 令和3年1月28日（木）、 10:00 ～ 12:00

場所： オンライン会議

1. 開会

2. 出席者紹介

3. 議事

- (1) 本検討会について
- (2) これまでの検討経緯について
- (3) 関係団体等へのヒアリングについて
- (4) その他

4. 閉会

資料一覧

- 資料１－１ 外来生物対策のあり方検討会について
資料１－２ 外来生物対策のあり方検討会設置要項及び委員一覧
資料２－１ 2014年の外来生物法改正事項の施行状況
資料２－２ 外来生物法施行状況評価検討会での指摘事項概要
資料３ 関係団体等へのヒアリングについて

参考資料

No.	各資料の内容
1	外来生物法施行状況評価検討会の開催について
2	外来生物法施行状況評価検討会設置要項・委員名簿
3	外来生物法施行状況評価検討会での指摘事項
4	外来生物法の概要
5	改正外来生物法の概要
6-1	外来生物法に基づき規制される生物のリスト（分類群）
6-2	外来生物法に基づき規制される生物のリスト（時系列）
7	外来種被害防止行動計画（パンフレット）
8	外来種被害防止行動計画の進捗状況の確認と目標の見直しについて（進捗状況の確認結果）
9	生態系被害防止外来種リスト（パンフレット）
10	生態系被害防止外来種リスト作成以降の特定外来生物指定種一覧
11	植物防疫について
12	地方自治体の外来種リストおよび条例策定状況
13	既指定種の侵入状況
14	港湾空港の定点モニタリング結果
15	ヒアリ対策について
16	許可、届出、防除の確認認定件数
17	防除の確認、認定を受けた団体による防除
18	防除にかかるマニュアル等一覧
19	主な根絶事例
20	環境研究総合推進費による外来生物対策にかかる研究
21	生物多様性保全推進支援事業による外来種対策一覧
22	アカミミガメ対策推進プロジェクトに係る資料

第1回外来生物対策のあり方検討会 出席者

■検討委員

秋田 直也	神戸大学大学院海事科学研究科 准教授
石井 実	大阪府立大学 名誉教授（地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長）
磯崎 博司	岩手大学 名誉教授
五箇 公一	国立研究開発法人国立環境研究所 生態リスク評価対策研究室長
竹内 正彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 虫・鳥獣害研究領域 鳥獣害研究グループ グループ長
田中 信行	東京農業大学国際農業開発学科 教授
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員
早川 泰弘	日本植物防疫協会 理事長

■外来生物法施行状況評価検討会座長

村上 興正	元京都大学理学研究科 講師
-------	---------------

■環境省

鳥居 敏男	環境省 自然環境局 局長
大森 恵子	環境省 自然環境局 大臣官房審議官
奥山 祐矢	環境省 自然環境局 総務課 課長
谷貝 雄三	環境省 自然環境局 総務課 課長補佐
中尾 文子	環境省 自然環境局 野生生物課 課長
立田 理一郎	環境省 自然環境局 野生生物課 課長補佐
北橋 義明	環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室 室長
水崎 進介	環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室 室長補佐

■農林水産省

三浦 康和	農林水産省 大臣官房 政策課環境政策室 課長補佐
森 美穂	農林水産省 大臣官房 政策課環境政策室 係長
石川 智基	農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 課長補佐

■国土交通省（オブザーバー）

齋木 良之	国土交通省 港湾局 総務課 課長補佐
大上 慧太	国土交通省 総合政策局 環境政策課 係長

外来生物対策のあり方検討会について

1. 経緯

- ・ 外来生物法は 2004 年に成立、2013 年に改正法が成立
(生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害防止を目的。環境省・農林水産省共管)
- ・ 施行後 5 年が経過していることから、施行状況の検討、制度の見直しが必要
- ・ 外来生物法施行状況評価検討会を開催。課題の洗い出しを実施 (計 3 回)

2. 主な課題

1) 特定外来生物の指定に関する課題

現に生態系・農業被害が見られるにも関わらず、様々な事情により規制出来ていない種が存在。

例) アカミミガメやアメリカザリガニは広範囲に定着し生態系等への被害が報告されているが、多くの人がペットとして飼育しており、現行法下において指定した場合飼育個体の大量遺棄が懸念されるなど、社会的影響が大きすぎるとして指定されてこなかった。

→ 新たな指定カテゴリを設けたり、種毎・地域毎に必要な規制を指定したりすることを検討する必要があるか？

2) 特定外来生物の防除に関する課題

ヒアリ、クビアカツヤカミキリ、ツマアカスズメバチ等、非意図的に侵入・拡大する種が増加。

例) ヒアリは人への刺傷のみならず、家畜や農作業自体への影響等、社会経済的にも多大な被害が予想されているほか、クビアカツヤカミキリやツマアカスズメバチは関係者との連携が十分でなく早期防除ができなかったため、生態系だけではなく果樹生産や養蜂業といった農業にも影響が出てしまっている。

→ 国だけでなく、輸入や運送に携わる各主体、地方自治体、民間事業者等、多様な主体の関わりがあり方を明確にする必要はないか？

→ 早期防除や特に緊急を要する場合の仕組みを検討する必要はないか？

3) 特定外来生物以外の外来生物に関する課題

特定外来生物以外にも生態系等への被害が顕在化している外来生物が存在している中、生態系被害防止外来種リスト等は外来生物法に位置づけられていない

→ 法体系の中に特定外来生物以外の外来生物の位置づけを加える必要はないか？

3. 具体的な制度の検討

- ・ 施行状況検討会における各種課題の洗い出し作業の結果を元に、外来生物法に関する具体的な制度の見直しについて議論するため、外来生物対策のあり方検討会を設ける。
- ・ あり方検討会は、令和 2 年度後半から令和 3 年度にかけて開催 (令和 2 年度 2 回程度、令和 3 年度 3 回程度を想定)。

4. 検討会メンバー

- ・ 検討会メンバーは、実質的な議論を行うため、法制度や法の施行のあり方に詳しい有識者及び施行状況検討会で提起された課題の実情について詳しい有識者

【外来生物法の法制度及び生態系被害対策】

石井 実 大阪府立大学 名誉教授 / 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所
理事長

磯崎 博司 岩手大学 名誉教授

五箇 公一 国立研究開発法人国立環境研究所 生態リスク評価対策研究室長

中井 克樹 滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員

【農林水産業被害対策】

竹内 正彦 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 虫・鳥獣
害研究領域 鳥獣害研究グループ グループ長

早川 泰弘 日本植物防疫協会 理事長

田中 信行 東京農業大学 国際農業開発学科 教授

【物流関係】

秋田 直也 神戸大学海事科学研究科 准教授

5. 想定するスケジュール

【施行状況検討、課題洗い出し】 外来生物法施行状況評価検討会（2019～2020 年度。計 3 回開催済）

【具体的な制度の検討】 外来生物対策のあり方検討会（2020～2021 年度。計 5 回程度開催）

第 1 回検討会 1 月 28 日開催 外来生物対策全般及び施行状況評価検討会の結果に関するご説明

第 2 回検討会 3 月上旬開催 関係団体等へのヒアリング

第 3,4 回検討会 令和 3 年度春～夏 今後の外来生物対策のあり方に関する議論

第 5 回検討会 令和 3 年度夏 検討会からの提言とりまとめ

【中央環境審議会における審議】 野生生物小委員会（2021 年度。計 2 回程度開催）

（法改正が必要な場合には、2022 年通常国会への提出を視野）

外来生物対策のあり方検討会
設置要項

1. 目的

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号。以下「外来生物法」という）に関する、「外来生物法施行状況評価検討会」による法施行状況の点検・評価、課題整理の結果を基に、今後の外来生物対策のあり方に関する検討を行うため、「外来生物対策のあり方検討会（以下、「検討会」という）」を設置する。

2. 構成及び運営

- （1）検討会は別紙に掲げる委員をもって構成する。なお、必要に応じ委員の追加等を行う。
- （2）必要に応じて座長を置き、委員より選出する。座長を置く場合は、座長が議事を進行し、座長に事項等のやむを得ない事情があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。座長を置かない場合は、事務局が議事を進行する。
- （3）座長は、必要に応じて検討会に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3. 事務局

検討会の事務運営は、環境省自然環境局から業務を受託した者が行う。

外来生物対策のあり方検討会 委員名簿

氏名	職名	専門分野
あきた なおや 秋田 直也	神戸大学大学院 海事科学研究科 准教授	物流・交通工学
いしい みのる 石井 実	大阪府立大学 名誉教授（地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長）	昆虫学
いそざき ひろじ 磯崎 博司	岩手大学 名誉教授	環境法学
ご か こういち 五箇 公一	国立研究開発法人国立環境研究所生態リスク評価対策室長	昆虫学、遺伝学
たけうち まさひこ 竹内 正彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業研究センター 虫・鳥獣害研究領域 鳥獣害研究グループ グループ長	野生動物管理学、哺乳類学
た なか のぶゆき 田中 信行	東京農業大学 国際農業開発学科 教授	森林生態学
な かい かつき 中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員	魚類学、陸産・陸水産無脊椎動物学
はやかわ やすひろ 早川 泰弘	日本植物防疫協会 理事長	植物防疫

（敬称略、五十音順）

2014 年の外来生物法改正事項の施行状況

2014（平成 26）年に施行された外来生物法改正法に関する対応状況については以下のとおり。

第一 外来生物の定義の改正

外来生物の定義に、外来生物が交雑することにより生じた生物を含めること。（第二条関係）

- 法改正以降、8 交雑種を指定。
 - ・アカゲザル及びタイワンザルとニホンザルの交雑種
 - ・ハナガメとニホンイシガメ、ミナミイシガメ及びクサガメの交雑種
 - ・ガー科に属する種どうしの交雑種
 - ・かわかます科に属する種どうしの交雑種
 - ・ホワイトバス及びストライプバスの交雑種

第二 放出等の禁止の例外

- 一 特定外来生物に係る特定飼養等施設の外での特定外来生物の放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）の禁止の例外として、防除の推進に資する学術研究の目的で主務大臣の許可を受けて放出等をする場合及び防除に係る放出等をする場合を定めること。（第九条及び第九条の二関係）

→ 法改正以降、生態情報の把握等を目的とした申請 8 件を許可。

北海道管内 アライグマ 4 件

沖縄奄美管内 マングース 1 件、グリーンアノール 2 件、タイワンスジオ 1 件

- 二 主務大臣は、放出等の許可を受けた者がこの法律等に違反した場合において、当該許可を取り消すことができるものとする。こと。（第九条の三第二項関係）

→ 令和 2 年 2 月現在この条項が適用された事例はない。

- 三 主務大臣は、主務大臣の認定を受けた者が行う防除を目的とする特定外来生物の放出等が主務大臣が公示した事項に即して行われていないと認めるときは、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回収等を命じることができるものとする。こと。（第二十条第三項関係）

→ 令和 2 年 2 月現在この条項が適用された事例はない。

第三 措置命令等の対象の拡充

主務大臣による措置命令の対象として、飼養等、譲渡し等、放出等の禁止の規定又は放出等の許可の条件に違反した者を追加するとともに、措置命令の内容として、当該特定外来生物の飼養等の中止、放出等をした当該特定外来生物の回収等を追加すること。（第九条の三第一項関係）

→ 令和 2 年 2 月現在この条項が適用された事例はない。

第四 所有者等不明の土地への立入り等の手続の整備

主務大臣等は、その職員に土地又は水面への立入り等をさせるための土地所有者等への通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地等の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならないこととし、この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなすものとする。こと。（第十三条第四項関係）

- 令和 2 年 2 月現在、防除の確認を受けた東京都が当該条項を準用した事例が 1 件報告されている。

第五 輸入品等の検査等の創設

- 一 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該輸入品等を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等は無償で集取させることができるものとする。（第二十四条の二第一項関係）

- 令和 2 年 2 月現在この条項が適用された事例はない。

※ 本条項は通関前に限定されているが、ヒアリが確認されるのは通関後のことが多い。通関後にヒアリが確認された際は、個々の事業者の理解を得て輸入品や倉庫等の確認を行っている。

- 二 一による検査の結果、輸入品等に特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対してこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命ずることができるものとする。（第二十四条の二第二項関係）

- 令和 2 年 2 月現在この条項が適用された事例はない。

※ 同上。ヒアリが確認された際には個々の事業者の理解を得て、消毒を行ってもらっている。

- 三 二による命令の手續及び基準は、主務大臣が主務省令で定めることとともに、その基準を定めるときは、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。（第二十四条の三関係）

- 特定外来生物消毒基準等専門家会合を開催し、植物防疫法の基準を準用して植物に付着して侵入するアリ類について消毒及び廃棄の基準の考え方（案）が策定された。

しかし植物防疫法で規定されたもの以外（他の植物、無機物、コンテナ全体等）に対する基準を設定することができていない状況であり、検討が必要である。

- 四 二による命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができないものとする。（第二十四条の四関係）

- 令和 2 年 2 月現在この条項が適用された事例はない。

第六 罰則

- 一 偽りその他不正の手段により特定外来生物の放出等の許可を受けた者等は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。（第三十二条関係）

- 刑事処分の状況は個々に把握されていない。

- 二 許可の条件に違反して特定外来生物の放出等をした者等は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。（第三十三条関係）

- 同上。

外来生物法施行状況評価検討会での指摘事項概要

1. 外来生物法施行状況評価検討会の概要

2. 外来生物法施行状況評価検討会での指摘事項概要

(1) 特定外来生物の指定に関する課題

- ①飼養に規制をかけない特定外来生物の指定
- ②区域を限った特定外来生物の指定
- ③国内外来種の規制
- ④特定外来生物の対象となる侵入時期（明治元年以降）
- ⑤交雑種や、外見上での識別が困難な種の特定外来生物の指定
- ⑥特定外来生物等の指定の迅速化や定期的な見直し
- ⑦既存の枠組での特定外来生物の指定
- ⑧国内に導入されている未判定外来生物の扱い

(2) 特定外来生物の防除に関する課題

- ①一般市民などが行う防除と法手続きの整理
- ②防除に伴う運搬の適用除外
- ③防除に当たっての各主体の連携
- ④防除に関する情報の集約
- ⑤国内での非意図的な分布拡大対策

(3) その他の課題

- ①特定外来生物以外の外来生物の位置づけ
- ②外来種被害防止行動計画と
生態系被害防止外来生物リスト
- ③分布情報などのデータベース
- ④普及啓発・教育の推進
- ⑤国際連携

1. 外来生物法施行状況評価検討会の概要

検討会の目的

外来生物法の施行状況の点検・評価を行い、課題を整理するとともに、今後の外来生物法制度の見直しに向けた検討及び外来生物法に係る必要な措置について検討を行う

■検討委員

石井 信夫	東京女子大学 名誉教授
石井 実	大阪府立大学 名誉教授 /
	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長
磯崎 博司	岩手大学 名誉教授
大野 正人	公益財団法人日本自然保護協会 保護部長
角野 康郎	神戸大学 名誉教授
五箇 公一	国立研究開発法人国立環境研究所 生態リスク評価対策研究室長
戸田 光彦	一般財団法人自然環境研究センター 研究主幹
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員
村上 興正	元京都大学理学研究科 講師
村田 浩一	日本大学生物資源科学部 動物資源科学科・野生動物学研究室 特任教授（獣医学博士）

■検討会の開催状況

2020年2月26日	第1回	外来生物法施行状況評価検討会
2020年7月30日	第2回	外来生物法施行状況評価検討会
2020年10月22日	第3回	外来生物法施行状況評価検討会

2. 外来生物法施行状況評価検討会での指摘事項概要

(1) 特定外来生物の指定に関する課題

①飼養に規制をかけない特定外来生物の指定

→アカミミガメやアメリカザリガニ等、生態系等への被害があるものの、多数飼養されており、規制により違法飼養や遺棄が大量に発生するおそれがある種については、**飼養には規制をかけずに輸入・流通・放出などを規制するカテゴリーが出来れば**、指定できるのではないかな。

②区域を限った特定外来生物の指定

→ツヤオオズアリは小笠原諸島で**生態系被害が明らか**になっているが、沖縄県では**まん延し指定すると土石の移動に支障が出る**こと等から指定は難しい。

③国内外来種の規制

→生態系被害防止外来種リストには国内由来の外来種も明示しており、**国内由来外来種についても外来生物法での規制対象に含める**ことを検討してはどうか。

④特定外来生物の対象となる侵入時期（明治元年以降）

→**江戸時代以前の外来種が有害化することはあるので指定すべき**。基本方針の特定外来生物の選定部分に「原則として、概ね明治以降」と二重に曖昧に書かれているので、**現在の文章のままでも運用できる**はず。

⑤交雑種や、外見上での識別が困難な種の特定外来生物の指定

→**指定外の組み合わせによる交雑種が抜け穴になる**ため、**一括で指定すべき**。一方、どこまで指定するかは慎重な対応が必要。また、遺伝子検査は、基本方針の中の“特別な器具”と考えなくてもよく、**遺伝子検査で見分けられる種も特定外来生物に指定可能**では。

2. 外来生物法施行状況評価検討会での指摘事項概要

(1) 特定外来生物の指定に関する課題

⑥特定外来生物等の指定の迅速化や定期的な見直し

→今の手続では指定までに時間がかかり、その間に生息域が拡大してしまう。また、近年大きく変更されている分類体系に応じた未判定や特定外来生物指定の見直しも必要。

⑦既存の枠組での特定外来生物の指定

→スクミリンゴガイや、ブラントラウト等の農林水産業に影響を及ぼす外来生物については、農水省との共管種として指定するなど、農水省とこれまで以上に連携することが必要。

⑧国内に導入されている未判定外来生物の扱い

→国内に存在している未判定外来生物は全く規制がない状態。このような枠組みについては定義を変えるか、なるべく未判定外来生物に指定しないなどの抜本的な見直しが必要。また、現状の未判定外来生物について分類体系や侵略性に応じた見直しをする必要。

2. 外来生物法施行状況評価検討会での指摘事項概要

(2) 特定外来生物の防除に関する課題

①一般市民などが行う防除と法手続きの整理

→現在の法律の文章では、一般市民が特定外来生物を防除するためには主務大臣の確認・認定等受けて行うことが必要なように見える。防除の心理的ハードルが下がるような対応を検討してほしい。

②防除に伴う運搬の適用除外

→特定外来生物は生きたままの運搬が規制されているため、駆除後に回収場所まで移動できず、防除の妨げとなるものもある。特に農業の現場での特定外来生物の除草について、環境省と農林水産省で調整して国としての方向性を示してほしい。

③防除に当たっての各主体の連携

→地方公共団体と民間、都道府県間、科学者との連携等、主体間・地域間の連携が不可欠であり、これらを結びつけ、主導する役割を環境省に期待。防除は国の直轄だけでできるものではないことなどから、資金支援をさらに充実させる必要がある。また、科学的妥当性に基づき防除を実施する必要があることから、科学者との連携も必要。地域住民が問題意識をもつことが効果的な支援につながることから、地域の取組においては重要。

④防除に関する情報の集約

→外来種対策の防除の取組み・マニュアル・取扱い部署を網羅的にデータベース化すること、レビューをして改善することが大事。道路脇などの草刈りや池の水抜き等の環境整備が、外来種防除に寄与している事例を収集すべき。

⑤国内での非意図的な分布拡大対策

→国内での非意図的な分布拡大にも留意が必要。草刈りなどの普段の営農活動が外来種の分布拡大を引き起こすことがあるので、農業現場との連携が重要。

2. 外来生物法施行状況評価検討会での指摘事項概要

(3) その他の課題

①特定外来生物以外の外来生物の位置づけ

→外来生物法についても種の保存法と同様に規制対象以外の外来生物への取り組みについて言及できるようにするという方向性には賛成。

②外来種被害防止行動計画と生態系被害防止外来生物リスト

→自治体による条例やリストの作成に関する目標の達成率が低い。外来種被害防止行動計画と合わせて法律の中に位置付けられると良い。国として全ての都道府県で条例策定が進むように環境省にリーダーシップをとってほしい。

③分布情報などのデータベース

→国立環境研究所の侵入生物データベースは、マスコミや海外文献等様々な情報を活用して更新するなど順調に運用。防除における問題点等を集めて防除活動に貢献できるようにするのが今後の課題。特定外来生物の侵入が予測される場所を侵入生物データベースに示して注意報を出すことはできないか。画像をAIに認識させるアプリが開発されており、同定の精度も高い。普及啓発と併せて即効性のある情報収集ができる。

④普及啓発・教育の推進

→外来種を植える、放つことに対する普及啓発が足りない。メディアに対する放送倫理への対策が必要。学校の先生も含めた教育が必要ではあるが、学校教育だけに期待してはいけない。アメリカザリガニの代替となるものが紹介できるとよい。

⑤国際連携

→ヒアリ対応をきっかけに日中韓の連携を日本がリードして進めている。また、国際植物防疫条約における海上コンテナの管理に関する議論についても環境省で情報収集をしている。

関係団体等へのヒアリングについて

1. ヒアリングの必要性

- ・侵略的外来生物は意図的、非意図的な導入の双方の面で、社会の幅広い場に入り込んでいるため、様々な関係者の理解と協力を得て取り組んでいくことが必要であることから、第2回外来生物対策のあり方検討会において、関係団体等のヒアリングを行う。

2. 主な課題（資料1－1より再掲）とヒアリング先

1) 特定外来生物の指定に関する課題

現に生態系・農業被害が見られるにも関わらず、様々な事情により規制出来ていない種が存在。

例) アカミミガメやアメリカザリガニは広範囲に定着し生態系等への被害が報告されているが、多くの人がペットとして飼育しており、現行法下において指定した場合飼育個体の大量遺棄が懸念されるなど、社会的影響が大きすぎるとして指定されてこなかった。

→新たな指定カテゴリを設けたり、種毎・地域毎に必要な規制を指定したりすることを検討する必要があるか？

＜想定されるヒアリング先とヒアリング内容＞

●アカミミガメやアメリカザリガニの防除実施団体

⇒防除の実態や防除を進める上での課題等

●アカミミガメやアメリカザリガニによる生態系被害に関する知見を有する専門家

⇒生態系被害の実態等

●アカミミガメやアメリカザリガニの販売に関わる団体

⇒アカミミガメやアメリカザリガニの流通・販売の実態や、流通・販売が規制された際の影響等

2) 特定外来生物の防除に関する課題

ヒアリ、クビアカツヤカミキリ、ツマアカスズメバチ等、非意図的に侵入・拡大する種が増加。

例) ヒアリは人への刺傷のみならず、家畜や農作業自体への影響等、社会経済的にも多大な被害が予想されているほか、クビアカツヤカミキリやツマアカスズメバチは関係者との連携が十分でなく早期防除ができなかったため、生態系だけではなく果樹生産や養蜂業といった農業にも影響が出てしまっている。

→国だけでなく、輸入や運送に携わる各主体、地方自治体、民間事業者等、多様な主体の関わりのあるあり方を明確にする必要はないか？

→早期防除や特に緊急を要する場合の仕組みを検討する必要はないか？

＜想定されるヒアリング先とヒアリング内容＞

●地方公共団体（外来生物対策部署）

⇒外来生物の対策における国と地方公共団体の役割分担の実情と望ましい姿など

●港湾管理者（地方公共団体、組合など）

⇒港湾における非意図的侵入防止対策（港湾管理者の役割、緊急対応時の立入りや防除への協力等）の実施可能性や、実施に当たり国で整理してほしい事項等

3) 特定外来生物以外の外来生物に関する課題

特定外来生物以外にも生態系等への被害が顕在化している外来生物が存在している中、生態系被害防止外来種リスト等は外来生物法に位置づけられていない

→法律～基本方針といった法体系の中に特定外来生物以外の外来生物の位置づけを加える必要はないか？

＜想定されるヒアリング先とヒアリング内容＞

●地方公共団体（外来生物対策部署）【再掲】

⇒外来生物の対策における国と地方公共団体の役割分担の実情と望ましい姿など

3. ヒアリングの実施方法

- ・ 2. のうち、5～6者程度を第2回外来生物対策のあり方検討会に参画いただき、1者10分程度、課題認識などをご説明いただき、質疑応答・意見交換を実施。
- ・ 上記以外の者についても、必要に応じて事前ヒアリングを事務局で行い、結果を第2回外来生物対策のあり方検討会において、事務局より説明。
- ・ 第2回に限定せず、必要が生じた段階でヒアリングを適宜実施。